

朝来市令和6年度 「市民の皆さま向け」支援制度などのお知らせ

市民の皆さまには、市政の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和6年度当初予算における「市民の皆さま向け」の各種支援制度などをお知らせします。
詳細につきましては、大変恐れ入りますが担当課にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。
なお、このパンフレットは主だった支援制度をまとめておりますので、これ以外の制度については、各担当課にお問い合わせください。

▶お問い合わせ 8時30分から17時15分（土、日、祝日および12月29日から1月3日を除く）
(令和6年4月1日現在)

妊娠・出産・子育て支援

出生祝事業（市独自）	担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
内容・対象	令和6年4月1日以降に出生し、最初の住民登録が朝来市になされた子どもを同一の世帯で養育している父または母に支給します。	
支給額など	1人3万円と出生祝品	

【新規】在宅保育支援金（市独自）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	保育所・こども園などに入園する要件を満たさず、家庭内で保育している未就園児の保護者に支援金を支給します。	
対象	0歳7カ月以降の0歳児、1歳児、2歳児（年度末までに満3歳になる2歳児を含む）	
支給額など	1人一月当たり1万円	

ファミリー・サポート・センター事業（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	ファミリー・サポート・センター（子育て支援課内）☎ 666-8370
内容	【子育ての援助】を受けたい「おねがい会員」と、行いたい「まかせて会員」が、それぞれ会員登録をして、地域で子育て援助活動を行います。	
対象	生後6カ月から小学校6年生まで ※会員同士で謝礼の受け渡しがあります。	
支給額など	○活動時間／一般…7時～19時、時間外…6時～7時、19時～21時 ○謝礼／一般…350円/30分、時間外・土日祝日・年末年始…400円/30分	

出産応援給付金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	出産応援給付金として現金支給（申請は妊娠中）します。	
対象	妊娠の届出をし、助産師や保健師との面談などの伴走型相談支援を受けた妊婦	
支給額など	妊婦1人当たり5万円	

子育て応援給付金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	子育て応援給付金として現金支給（申請は生後4カ月まで）します。	
対象	出生した子どもを養育する者で、助産師や保健師との面談などの伴走型相談支援を受けた養育者	
支給額など	子ども1人当たり5万円	

妊娠・出産・子育て支援一覧

新生児聴覚検査費助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	新生児聴覚検査の初回検査にかかる費用に対し一部助成（保険適用分は除く）します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	新生児聴覚検査を受ける日に市内に住所を有する子どもの保護者		
支給額など	新生児1人当たり上限5千円		

妊婦健康診査等費用助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	妊婦健康診査（妊娠判定を含む）にかかる費用に対し全額助成（保険適用分は除く）します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	妊婦健康診査を受ける日に市内に住所を有する妊婦		
支給額など	全額公費負担		

産婦健康診査費助成（国・市）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	産婦健康診査にかかる費用に対し一部助成（保険適用分は除く）します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	産婦健康診査を受ける日に市内に住所を有する産婦		
支給額など	産婦1人当たり上限5千円、2回まで		

【新規】1か月児等健康診査費助成（国・市）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	生後2週間児健診・1か月児健診にかかる費用に対し全額助成（保険適用分は除く）します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	健診を受ける日に市内に住所を有する子どもの保護者		
支給額など	上限2回、全額公費負担		

妊産婦移動サポート助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	市内の自宅などから市外の産科医療機関への妊婦健診、出産時の入退院、産婦健診の受診に要する往復の交通費として、実際に利用した交通手段に基づき助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす妊産婦 ①健診日および申請日に市内に住所を有する人 ②市税など、朝来市の徴収金を滞納していない人		
支給額など	片道乗車1回当たり、下記の①または②のいずれかを助成 ①自車：500円 ②列車、バス、タクシー 自宅から医療機関までの乗車に要した料金（列車およびバスの料金は自宅から医療機関までの間の最寄りの駅間または停留所間の料金）の1/2の額（上限5千円）		

産後ケア事業（国・市）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	病院や自宅などで助産師から乳房ケア、子どもの発育発達確認、育児サポートなど専門的なケアを提供します。 (種別：宿泊型、病院通所型、助産所通所型、訪問型)		
対象	市内に住所を有し、出生後1年を経過しない子どもと養育者 (ただし、実施機関によって利用できる月齢が異なりますのでまずは担当課にご相談ください)		
支給額など	ケアの提供や施設利用等にかかる費用を公費負担（種別に応じて一部自己負担あり）		

一般不妊治療費助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	一般不妊治療に要した費用（保険適用内外）および不妊治療として夫婦そろって受けた初日の不妊検査（不妊治療ペア検査、保険適用外）の自己負担額に対し一部助成します。 ※1年度に1回のみ申請		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に市内に住所を有していること ②医療保険に加入しており、当該申請に係る検査や治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ③申請する検査や治療について、他の自治体の助成を受けていないこと ④夫婦ともに市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	①一般不妊治療：自己負担分の1/2 ②不妊治療ペア検査：自己負担額の7/10 上限額：1年度につき上限6万円（不妊治療ペア検査が含まれる場合は上限7万円）		

特定不妊治療費負担軽減助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	特定不妊治療および特定不妊治療の一環で実施された男性不妊治療に要した費用（保険適用内外）の自己負担額に対し一部助成します。 ※令和6年度から兵庫県において先進医療にかかる医療費について、3万円を上限に助成予定。 県制度に該当する場合は、県助成額を控除した額を対象経費（自己負担額）として助成 ※治療開始時の妻の年齢により助成回数の制限あり ※治療内容、治療区分により上限額あり		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間及び申請日に市内に住所を有していること ②医療保険に加入しており、特定不妊治療を受けた期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ③申請する特定不妊治療について若年がん患者妊よう性温存治療費助成の交付を受けていないこと ④夫婦ともに市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	1回の治療に要した自己負担額の1/2（下記の金額を上限） ①保険適用の特定不妊治療費（先進医療を含む）：10万円（治療区分によって2万5千円） ②保険適用外（自費診療）の特定不妊治療：15万円（治療区分によって5万円） ③男性不妊治療：10万円		

不育症治療費助成（県・市）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	不育症についての検査または治療に要した費用（保険適用分は除く）の自己負担額に対し一部助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に市内に住所を有していること ②治療などを行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ③不育症（2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往がある）と医師に診断されていること ④国民健康保険その他の医療保険に加入している ⑤申請に係る治療等について、他の自治体から同様の助成を受けていないこと ⑥夫婦ともに市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	不育症の治療費などの合計額に対し助成 （1年度につき上限15万円）		

高齢者の支援

高齢者補聴器購入費助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	聴力の低下により生活に支障が生じている高齢者が、生活の質を維持し、社会参加を図りながら住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう補聴器購入費の一部を助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ○ 65 歳以上の人 ○ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人 ○ 両耳の聴力レベルが 40 デジベル以上 70 デジベル未満であって、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装用が有用と判断された人（医師意見書必要）		
支給額など	管理医療機器としての補聴器を認定補聴器専門店で購入した費用に対し助成。 （1 人 1 回限り上限 3 万円）		

人生いきいき住宅助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	高齢者および障害をお持ちの人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう既存住宅の改造および増改築に係る費用を助成します。（所得制限があります。）		
対象	① 特別型 次のいずれかの要件を満たす人が居住する世帯 ○ 要介護認定または要支援認定を受けている人 ○ 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人 ② 一般型 65 歳以上で、特別型の対象とならない人 ※ 助成の利用は原則 1 回限り。必ず工事前に申請が必要です。		
支給額など	① 特別型 上限 100 万円（所得状況によって助成率が変動） ② 一般型 2 万円～ 15 万円（工事費用に応じて助成額が変動）		

認知症高齢者等 GPS 機能付端末費用助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	認知症高齢者などの家族が安心して介護ができる環境の整備と見守り体制を作るため、介護保険福祉用具貸与の GPS 機能付端末の経費を一部助成します。		
対象	① 認知症高齢者の人 ② 介護保険法の要介護認定を受けている人または要支援認定を受けている人 ※ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の事前登録された人に限ります。		
支給額など	1 人当たり月額上限 300 円		

個人賠償責任保険加入事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	認知症の人が日常生活で、過って他人を負傷させたり、他人の財物を棄損し、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に備え、認知症の人を被保険者とし朝来市が契約者として個人賠償責任保険に加入します。		
対象	① 認知症高齢者の人 ② 介護保険法の要介護認定を受けている人または要支援認定を受けている人 ※ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の事前登録された人に限ります。		
支給額など	全額公費負担		

【新規】新型コロナウイルス予防接種（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	新型コロナウイルスに感染すると重症化する恐れがある高齢の人などに対し、接種費用の一部を助成します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65 歳以上の人 ② 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	○ 接種は秋冬に 1 回 ○ 5 千円公費負担（個人負担額 2 千円）		

70歳以上高齢者のがん検診の無料化（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	70歳以上の人の健康づくり支援のため、がん検診費用を助成します。		
対象	70歳以上の人		
対象の検診	市が実施する、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診（人間ドックを除く）		
支給額など	全額公費負担		

高齢者インフルエンザ予防接種（国・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため、法で定められた対象者に対するインフルエンザ予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上の人 ② 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	全額公費負担		

高齢者肺炎球菌予防接種（国・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため、法で定められた対象者に対する肺炎球菌予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65歳の人（対象者には通知します） ② 60歳～65歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	約6千円公費負担 （個人負担額2千円、これまで高齢者肺炎球菌ワクチンを1回でも接種されたことがある人は対象外）		

【新規】自動録音電話機購入補助金（県・市）		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	高齢者に対する特殊詐欺被害の防止を図るため、自動録音電話機を購入した者（65歳以上の者）に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助します。		
支給額など	1台の自動録音電話機の購入した費用に対し助成。（上限1万円）		

住まい・暮らしの支援

住宅リフォーム工事補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎ 672-2816
内容	市内の施工業者を利用して行う住宅改修工事に係る経費の一部を補助します。 ▶申請受付期間 令和6年4月15日⑨から（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）	
対象	自己が所有し、実際に住んでいる市内の住宅の改修工事 ※市のその他の住宅改修に関する補助金とは併用できません。 ※補助金の交付決定前に行われた工事および工事代金が支払われた工事は補助の対象外です。	
支給額など	20万円以上の補助対象工事にかかった費用の1/10（上限10万円）	

【新規】結婚新生活支援補助金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	若者の結婚に伴う新生活に要する費用（住居費・引越し費用）の一部を補助します。	
対象	▶対象者 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に結婚した夫婦で、婚姻日において夫婦いずれの年齢も39歳以下であり、夫婦の合計所得金額が500万円未満の人 ▶対象経費 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、賃貸住宅費用（賃料および共益費1カ月分・敷金・礼金・仲介手数料）、引越費用（引越事業者または運送業者に支払った費用）のうち令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に夫婦が支払った費用	
支給額など	上限30万円 ただし、夫婦ともに29歳以下の場合には上限60万円	

あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金【住宅取得補助】（市独自）	担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	住宅を取得し、12カ月以上居住した人に対して住宅取得費用の一部を補助します。	
対象	令和3年1月2日から令和6年1月1日までの間に住宅を取得し以下の要件に該当する人 ○転入者 ○住宅を取得した人もしくはその配偶者のいずれかが40歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人 ※申請は固定資産税が課税された年度から3年度以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付	
支給額など	○基本補助 上限50万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限40万円） ○転入者加算 上限20万円 ○同居隣居近居加算 上限10万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限20万円） ○市内業者による新築加算 上限20万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限10万円） ※合計で最大100万円（令和5年3月31日までに取得した人は合計で最大90万円）	

あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金【家賃助成】（市独自）	担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	民間賃貸住宅を借り受け、12カ月以上居住した人に対して家賃の一部を補助します。	
対象	令和4年1月2日から令和6年1月1日までの間に賃貸住宅を借り受けた人 ○転入者 ○居住の日において婚姻の届出の日から起算して2年以内の夫婦 ※申請は賃貸住宅に居住した日から起算して3年以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付	
支給額など	○家賃月額5万円以上6万円未満の場合 当該家賃の額（令和5年3月31日までに借り受けた人は年額3万円） ○家賃月額6万円以上の場合 年額6万円	

空家活用促進事業補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	築 10 年以上空き家の改修を行う人に対して改修費用の一部を補助します。		
対象	① 転入者または婚姻などによる新世帯で、補助対象となる改修を行うもの ② 40 歳未満の人もしくはその配偶者が 40 歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人で、補助対象となる改修を行うもの ③ 上記のものに空家を賃貸する所有者で、補助対象となる改修を行うもの		
支給額など	○基本補助 上限 70 万円 ○転入者加算 上限 20 万円 ○市内事業者加算 上限 10 万円 ※合計で最大 100 万円		

空き家片付け支援補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	空き家バンクに登録された空き家の家財道具処分などを行う場合の費用の一部を補助します。		
対象	空き家バンクに登録した空き家の家財処分などを当該空き家の売却または賃貸のために行う人		
支給額など	上限 10 万円		

公共交通通勤利用助成金（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
交付対象 区間	▶鉄道 ○ JR 播但線 JR 和田山駅から寺前駅までの間 ○ JR 山陰本線 JR 養父駅から上夜久野駅までの間 ▶路線バス 全但バスおよびウイング神姫が運行している路線バスの市内全区間		
①補助金			
対象	市内または市外の法人などに勤務し、公共交通の定期券を購入して通勤している人。ただし、市外の法人などに勤務している場合は市民に限ります。		
支給額など	(個人へ支給されるもの) 定期券購入価格の 1/8		
②奨励金			
対象	○市内に事務所もしくは事業所を有する法人などの代表者で、従業員などが定期券を購入しているとき ○市外の法人などの代表者で、定期券を購入した従業員などが市内に住所を有する人であるとき		
支給額	(法人などへ支給されるもの) 定期券購入価格の 3/8		

JR播但線団体利用促進補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	① 市民によって構成された 4 人以上の団体（会則や規約などに定めがあるものに限り） ② JR 西日本または市内の旅行業者で普通乗車券等を購入した団体		
対象経費	市内駅で乗降し、JR 播但線の利用に関する普通乗車券等の購入に要した経費（和田山駅から姫路駅までの区間が対象）		
支給額など	購入金額の合計額に 1/2 を乗じて得た額に対して助成。（1 年度につき上限 3 万円）		

住まい・暮らしの支援一覧

特急はまかぜ利用促進補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	①個人（市民） ②市民によって構成された4人以上の団体（会則や規約などに定めがあるものに限り。）		
対象経費	特急はまかぜの利用に関する普通乗車券および特急券の購入に要した経費 （特急はまかぜの運行区間が対象）		
支給額など	▶個人 購入金額に3/10を乗じて得た額に対して助成。（1年度につき上限6千円） ▶団体 購入金額に1/2を乗じて得た額に対して助成。（1年度につき上限4万8千円）		

特急はまかぜ利用者専用パーク&ライド駐車場（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
利用できる車両	特急はまかぜを利用する市民の自家用車など（乗用車・バイク）		
駐車場	JR 和田山駅3枠、JR 生野駅3枠 ※駐車場には、特急はまかぜ利用者専用「パーク&ライド駐車場」の看板を設置していますので、看板のある駐車場に駐車してください。		
予約専用サイト	「はまかぜパーク&ライド」で検索してください。 ※利用するには予約が必ず必要になります。予約専用サイトから予約することができない人は、年末年始を除く平日の8時30分から17時15分の間に、担当課まで電話で予約してください。		
利用料金	無料		

駅周辺駐車場利用料金補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	① JR 西日本で通勤定期券を購入し、鉄道で通勤している市民 ② 市内駅周辺の月極駐車場を利用している市民		
対象経費	市内駅周辺の月極駐車場の借り上げに要した経費（月極駐車場は、公営・民営を問いません）		
支給額など	対象経費に1/2を乗じて得た額に対して助成。（1月当たりの上限3千円）		

高齢者等優待乗車カード「あこか」（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容	市内を運行している路線バス（全但バス・ウイング神姫）とアコバス、デマンド型乗合交通が、種類によってそれぞれ乗り放題になるフリーパス乗車券です。		
対象	① 65歳以上の人 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人 ③ 生活保護を受けている人		
支給額など	No.1 あこか（路線バス・アコバス対象）		
	年間パス：5,000円 1カ月パス：500円		
	No.2 あこか（デマンド型乗合交通対象）		
	年間パス：8,000円 1カ月パス：800円		
支給額など	No.3 あこか（路線バス・アコバス・デマンド型乗合交通全てが対象）		
	年間パス：10,000円 1カ月パス：1,000円		

但馬空港飛行機利用助成金（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市民などが但馬空港の飛行機を利用した場合、旅行会社を通じて航空券を購入する際に、事前または事後に申請手続きを行うことで助成を受けることができます。		
支給額など	フレックス運賃：5,000円 セイバー運賃：4,000円 その他の運賃：3,000円		

破損空家等除却支援事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	事前調査の結果が破損空家に該当すると判定された空家		
支給額など	補助対象費用の 1/5（上限 40 万円）		

がけ地近接等危険住宅移転事業（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	災害危険区域や土砂災害特別警戒区域などの区域内に存する危険住宅が対象 危険住宅の移転にかかる経費を補助		
支給額など	除却等費の 2/3（上限 133 万 3 千円） 建設助成費（利子相当額）の 10/10（上限 4,210 千円） 建設・購入又は改修費の 10/10（上限 2,000 千円）		

住宅・建築物土砂災害対策改修事業（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	土砂災害特別警戒区域内に存する住宅が対象 住宅などに防護壁などを整備する費用を補助		
支給額など	住宅：補助対象費用の 1/2（上限 750 千円、地形等により必要と認める場合は 1,500 千円 / 戸） ホテルおよび旅館：補助対象費用の 1/2（上限 4,500 千円 / 棟）		

簡易耐震診断推進事業（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象 耐震診断員が現地で所有者からヒアリングと各室の間取りなどを目視で調査		
支給額など	無料 ※戸建住宅以外は、申込者負担あり		

住宅耐震改修計画策定費補助（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し耐震改修工事を意図される人（個人所有に限る） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 2/3（上限 20 万円） 共同住宅：補助対象費用の 2/3（上限 12 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 2/3（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の 7/30 の加算補助あり（上限：7 万円）		

住宅耐震改修工事費補助（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民の人 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 4/5（上限 100 万円） 共同住宅：補助対象費用の 4/5（上限 40 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 1/2（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の 1/4 の加算補助あり（上限 20 万円）		

住まい・暮らしの支援一覧

建替工事費補助（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民の人 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の4/5（上限100万円） 共同住宅：補助対象費用の4/5（上限40万円/戸） マンション：補助対象費用の1/2（上限あり） ※新築住宅が長期優良住宅であれば10万円の加算補助あり	

景観形成事業補助金（国・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市が指定した景観形成地区内（竹田、口銀谷、奥銀谷、太盛地区）にあり、修景行為のうち審査会の意見交換が終了した建築物	
支給額など	補助対象費用の2/3（上限200万円）	

不良住宅等除却支援事業（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	事前調査の結果が不良住宅または準不良住宅と判定された空家 ※準不良住宅と判定された場合は除却後の土地利用制限あり	
支給額など	補助対象費用の2/3（上限133万2千円）	

浄化槽設置補助金（国・市）	担当課 問い合わせ先	クリーンセンター和田山事業所 ☎ 672-4500
内容・対象	市内に住所を有する人が、浄化槽で生活排水を処理する区域の住宅に設置される浄化槽	
支給額など	設置費用の一部を補助	

浄化槽維持管理補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	クリーンセンター和田山事業所 ☎ 672-4500
内容・対象	浄化槽設置補助金で整備され、適正に維持管理等されている浄化槽	
支給額など	修繕（浄化槽本体）および維持管理費の一部を補助	

集団回収事業助成金（市独自）	担当課 問い合わせ先	市民課環境推進室 ☎ 672-6120
内容・対象	市内の家庭などから排出される資源ごみの集団回収を行う各種団体に助成します。	
支給額など	○紙類（新聞・雑誌・段ボール） 各1キログラム当たり4円 ○繊維類（衣料、布） 1キログラム当たり4円 ○瓶類（ビール瓶および1.8リットル酒瓶） 1本当たり3円	

生活環境保全里山林整備事業補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	住宅、その他建物またはその他公共施設に被害を与えるおそれがある森林内の危険木または放置竹林を伐採する経費の一部を補助します。	
対象	危険木および放置竹林を伐採する人	
支給額など	補助対象費用の3/4（上限：危険木50万円、竹林75万円）	

薪ストーブ等設置促進補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	市産材の活用や森林整備のきっかけづくりおよびエネルギーの地産地消の推進を図るため薪ストーブなどの購入費用の一部を補助します。	
対象	薪ストーブまたは薪ボイラーを設置する人（新品に限る。排煙機能等の要件あり）	
支給額など	補助対象費用の1/2（上限50万円）	

福祉・医療の支援

人間ドック助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
内容・対象	30歳以上の朝来市国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者で、医療機関で人間ドックを受診される人の費用の一部を補助します。ただし、市の総合健診や市内の医療機関で特定健診を受診された人は対象外です。		
支給額など	上限1万5千円		

障害児福祉サービス等負担額助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎ 672-6123
内容	障害児福祉サービスなどについて自己負担額を助成をします。（一部上限額があります。）		
対象	市が支給決定をした障害児福祉サービスなどを利用した保護者		
支給額など	○通所施設、ホームヘルプ等利用の場合、サービス毎に4,600円/月 ○入所施設利用の場合、サービス毎に9,300円/月 ○補装具、日常生活用具利用の場合、サービス毎に37,200円		

障害者手帳等申請用診断書取得費助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎ 672-6123
内容	障害者手帳などの交付申請に必要な診断書を取得するために要する経費の一部を助成します。		
対象	非課税世帯に属する人		
支給額など	診断書1通当たりの発行料金の1/2に相当する額（上限2,500円）		

石綿（アスベスト）健康管理支援事業（県・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	初回精密検査およびフォローアップ検査（健康管理手帳の交付を受けた人が6カ月に1回受診する経過観察のための検査をいう）を受けたときの該当検査にかかる費用を助成します。		
対象	朝来市に住所があり、アスベストのばく露歴があり、本事業の対象となる人		
支給額など	助成対象となる検査費用にかかる自己負担額（上限年2回）		

がん患者医療用補整具購入費用助成事業（県・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	医療用補整具（医療用ウィッグ、乳房補整具〔補整下着、人工乳房〕）の購入にかかる費用を助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①申請日に市内に住所を有しており、がんと診断され、治療を受けたまたは治療中の人 ②助成の対象となる補整具を当該年度中に購入した人 ③過去に兵庫県内の自治体から対象補整具と同種の助成を受けていない人 ④助成の対象となる人が市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと ※所得要件の規定あり		
支給額など	医療用ウィッグ：上限5万円 乳房補正具：補整下着（上限1万円）、人工乳房（上限5万円）のいずれか		

定期予防接種（国）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容・対象	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため予防接種を行います。		
対象	乳幼児…ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、5種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎 児童…2種混合、日本脳炎 小学校6年生から27歳までの女性…ヒトパピローマウイルス ※対象者には通知します。		
支給額など	全額公費負担		

骨髄等移植ドナー支援事業補助金（県・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①骨髄バンクが実施する事業でドナーとなった人 ②骨髄などを提供した日および申請日において朝来市に住所を有している人 ③骨髄などの提供について、他の自治体、団体などから同種の助成金などの交付を受けていない人 ④市税など、朝来市の徴収金を滞納していない人		
支給額など	骨髄などの提供に係る①～④の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度に助成 ①健康診断のための通院 ②自己血貯血のための通院 ③骨髄等の採取のための入院 ④その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院、面談		

肝炎ウイルス陽性者 初回精密検査費用助成事業（県）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	肝炎ウイルスの精密検査（医療保険適用のものに限る）を受けた際の初回検査費の自己負担分を助成します。		
対象	健診や医療機関受診などで受けた肝炎ウイルス検査の結果が陽性の人		
支給額など	初回検査費の自己負担額（1回限り）		

任意インフルエンザ予防接種（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	インフルエンザに感染すると重症化する恐れがある小児や障害を持つ人の発症または重症化を予防するため、インフルエンザワクチンの任意接種に対する費用を助成します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①生後6カ月～中学校3年生 ②身体障害者手帳1・2級（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人）を所持している60歳未満の人 ③身体障害者手帳1・2級（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人）を所持している60歳～65歳未満の人で、定期接種の対象とならない人		
支給額など	1回2千円（13歳未満の人は2回助成）		

健幸づくりポイント事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	自分に合った運動目標を決め、5月から11月の内最大6カ月間実践してポイントを貯めます。運動をして貯めたポイント数により、抽選に参加できたり、市内のこども園・小中学校などへの寄附やクオカードや指定ゴミ袋などに交換できます。健診（検診）、人間ドックの受診もポイントの対象になります。		
対象	18歳以上の市民（居住者含む）と市内在勤者		
支給額など	申請ポイント数に応じた交換・寄附などの例 ○抽選に参加 ○クオカード、ゴミ袋、温泉施設入浴利用券との交換 ○こども園・小中学校・地域自治協議会への寄附		

【新規】帯状疱疹予防接種費用助成事業（県・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容・対象	帯状疱疹の発症や重症化を予防し、また、経済的負担を軽減するため、接種に係る費用を一部助成します。		
対象	50歳以上の人		
支給額など	生ワクチンを接種される場合：3,500円（1回接種） 不活化ワクチンを接種される場合：10,000円（2回接種） （いずれかのワクチン、生涯1度限り）		

農業者の支援

【新規】 水稻生産緊急対策事業(市独自)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	水稻の生産意欲の減退や耕作放棄地、離農等の増加を抑制するため水稻苗代および育苗に係る費用の一部を補助します。		
対象	市内で令和6年産の主食用米を生産する農家、営農組合および法人		
支給額など	水稻基準苗代の1/2助成(6,160円/10a)		

特産物振興対策事業補助金(市独自)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容・対象	①コウノトリ育む農法に取り組む農業者への支援 ②岩津ねぎ栽培に係る機械補助、省力化補助、雪よけネットの資材補助 ③黒大豆栽培に係る機械補助、省力化補助 ④朝倉山椒の苗木購入費補助 ※それぞれ補助対象要件あり		
支給額など	①1,500円/10a、1,000円/10a(団地化) ②1/2補助(機械化)、1/4補助(省力化)、1/2補助(雪よけ) ③1/2補助(機械化)、1/4補助(省力化) ④1,000円/本		

環境保全型農業直接支払交付金 (国・県・市)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容・対象	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う営農活動を支援します。 朝来市環境保全型農業推進協議会の会員		
支給額など	各種取組内容別に支援		

その他の支援

自主防災活動支援事業補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
自主防災組織力強化事業			
内容・対象	①自主防災組織の設立および編成 ②地区防災計画、避難マニュアル、マップなどの作成 ③防災資機材の購入または修繕を行おうとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の 1/2 で上限 25 万円		
防火水槽管理事業			
内容・対象	防火水槽内の堆積土砂の撤去をしようとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の 1/2 で上限 25 万円		
防災倉庫等整備改修事業			
内容・対象	防災資機材を格納するための倉庫などの新設または改修整備（大規模修繕を含む）を行おうとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の 1/2 で上限 50 万円		
自主防災リーダー育成補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
ひょうご防災リーダー			
内容・対象	兵庫県が主催する「ひょうご防災リーダー講座」を受講し、称号を得ようとする人		
支給額	三木会場の場合 2 万円、それ以外の場合は補助対象経費の 1/2 で上限 2 万円		
防災士			
内容・対象	ひょうご防災リーダーの称号を持つ人で、防災士の資格を得ようとする人		
支給額など	5 千円		
防犯カメラ設置費補助金（県・市）		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	行政区などの地域団体が防犯カメラを設置する際の経費の一部を補助します。		
支給額など	1 カ所につき 14 万円 ※ 1 事業につき補助対象経費が 20 万円以上のものに限る		
市民活動促進事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課 ☎ 672-3065
内容	民間団体が実施する地域課題の解決に向けた新たな事業の実施に対して対象事業費の一部を補助します。		
対象	対象となる事業を実施する民間団体		
支給額など	○ 1 年目上限 20 万円 ○ 2 年目上限 10 万円		
生涯学習団体活動支援事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課 ☎ 672-3065
内容	民間団体が実施する生涯学習活動の初期（スタートアップ）事業の実施に対して対象事業の一部を補助します。		
対象	対象となる事業を実施する民間団体		
支給額など	上限 5 万円		
自伐型林業推進事業補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容・対象	森林所有の有無および規模にかかわらず、森林の経営または管理を個人が行う自立自営的な林業を営む人で朝来市自伐型林業推進協議会の会員		
支給額など	間伐、作業道開設、林業機械リース、運搬費に係る経費の一部		

福祉医療制度		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎672-6120
未熟児養育医療			
対象	出生体重が 2,000g ^{以下} の子ども、生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた子ども（1歳未満） ※指定養育医療機関に限る		
自己負担	なし		
乳幼児等・こども医療			
対象	0歳から 18歳		
自己負担	なし		
高齢期移行助成			
対象	65歳以上 69歳以下の人		
自己負担	負担割合 2割（所得区分によって限度額違う）		
重度障害者医療			
対象	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級の人		
自己負担	外来・入院。所得区分によって違う		
高齢重度障害者医療			
対象	後期高齢者医療の被保険者で、身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級の人		
自己負担	外来・入院。所得区分によって違う		
母子家庭等医療			
対象	18歳未満の子どもを監護する、母子家庭の母と子ども、父子家庭の父と子どもおよび 18歳未満の遺児		
自己負担	外来・入院。所得区分によって違う		

※未熟児養育医療、乳幼児医療（0歳児）以外は全て所得制限があります。
 ※乳幼児などこども医療（1歳～18歳）の所得制限は令和6年7月1日から撤廃。

学校給食費の市費負担（市独自）		担当課 問い合わせ先	学校給食センター ☎ 672-2801
対象	市立小中学校児童生徒の保護者		
支給額など	小学校 1食当たり 30円 中学校 1食当たり 40円		

・電子地域通貨「あさごPay」（市独自） ・プレミアム付商品券（市独自）		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎ 672-2816
電子地域通貨「あさごPay」（スマホ決済）			
内容	○販売単位 5千円 ○プレミアム率 20%		
支給額など	1人当たり購入上限：4万円		
「朝来市プレミアム付商品券」（紙の商品券）			
内容	○販売単位 1万円 ○プレミアム率 20%		
支給額など	1人当たり購入上限 2冊（2万円）		

※販売開始日、利用期間は、決まり次第、市広報誌、市ホームページなどでお知らせします。

相談窓口が変更になった業務および相談場所

市は、新年度に向け、さらなる市民の皆さまの利便性の向上と行政事務の効率化をめざし、部、課の新設や業務の移管などの組織再編を行いました。変更のあった相談業務などは下記のとおりです。

①こどもみらい部（こども家庭センター）の新設

ライフステージ（結婚・妊娠・出産・子育て）ごとに希望が持てる社会、全ての子どもが安全・安心な環境およびすべての子どもの健やかな成長の保障の実現をめざし、こどもみらい部（こども家庭センター）を新設し、子育て支援課とこども園課を新設します。

▶子育て関連業務のうち、変更のあった相談業務と相談窓口

業務内容	担当部課 電話番号	担当係	窓口の場所
こども子育て施策に関する事業計画の立案および調整（他の所管に属するものを除く）、児童手当、児童扶養手当、こども・ひとり親家庭等支援、児童福祉推進、子育て学習センター、ファミリー・サポート・センター事業などに関すること	子育て支援課 ☎666-8103	こども子育て係	朝来市保健センター (和田山町法興寺378番地1)
母子保健事業、妊娠・出産包括支援事業、歯科保健事業などに関すること		こども健やか係	
私立保育所の入退所、保育料などに関すること、市立・私立幼保連携型認定こども園の入退園、保育料、給食などに関すること	こども園課 ☎672-4933	こども園運営係	市役所本庁舎本館4階 (和田山町東谷213番地1)
市立幼保連携型認定こども園の施設に関すること		こども園施設係	

※学童クラブに関する業務は、学校教育課が所掌します。

②福祉相談窓口の強化

これまでふくし相談支援課で行っていた業務のうち、基幹相談支援センターおよび複合的な課題を抱えた事例の相談支援体制を社会福祉課に配置します。また、地域包括支援センターを高年福祉課内に配置します。

▶福祉相談関連業務のうち、変更のあった相談業務と相談窓口

業務内容	担当部課 電話番号	担当係	窓口の場所
福祉総合相談支援に関すること	社会福祉課 ☎672-6123	福祉総務係	市役所本庁舎本館2階 (和田山町東谷213番地1)
複合的な課題を抱えた事例の相談支援に関すること		障害福祉係	
障害者基幹相談支援センター事業に関すること			
地域支援事業（包括支援事業、一般介護予防、任意事業）、地域包括支援センターの運営に関すること	高年福祉課 ☎672-6124	朝来市地域 包括支援センター ☎672-6125	市役所本庁舎本館2階 (和田山町東谷213番地1)

③公共交通施策業務の移管

デマンドバスの運行など、公共交通施策が政策的な検討段階から事業化に進んできたことから、交通施策の業務を総合政策課から都市政策課に移管します。

▶変更のあった相談業務と相談窓口

業務内容	担当部課 電話番号	担当係	窓口の場所
交通政策（鉄道、路線バス、アコバス、デマンド型乗合交通、飛行機、タクシーなど）、無人駅管理に関すること	都市政策課 ☎672-6127	交通政策係	市役所本庁舎西館1階 (和田山町東谷213番地1)

④新型コロナワクチン接種に関する相談

新型コロナワクチン接種に関する業務については、コールセンターを廃止し、他の予防接種と同様に健幸づくり推進課で継続して業務を行います。

▶変更のあった相談業務と相談窓口

業務内容	担当部課 電話番号	担当係	窓口の場所
新型コロナワクチン接種に関すること	健幸づくり推進課 ☎672-5269	保健医療政策係	朝来市保健センター (和田山町法興寺378番地1)

令和6年4月号 《発行》朝来市 《編集》朝来市企画総務部秘書広報課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 TEL:079-672-3301(代表) FAX:079-672-4041
URL:www.city.asago.hyogo.jp E-mail:info@city.asago.lg.jp